

## 諮問事項関連 参考資料

(第25回建築分科会)

### 1. 「安全で質の高い建築物の整備を進めるための建築行政の基本的あり方について」 関連資料

	(頁)
○ 平成20年度建築基準整備促進補助事業の事業主体の募集について	2
○ 住生活基本法、住生活基本計画	5
○ 住宅性能表示制度	6
○ 建築物の省エネ基準	7
○ バリアフリー法に基づく基準の概要	8
○ 建築確認・検査業務の民間開放(平成10年建築基準法改正)	9
○ 構造計算書偽装問題の概要	10
○ 建築基準法改正の概要(平成18年)	11
○ 建築基準法の執行状況	12
○ 建築行政共用データベースの活用のイメージ	18

### 2. 「中長期的視点に立った住宅・建築物における環境対策のあり方について」関連資料

○ 家庭における用途別世帯当たりエネルギー消費量の欧米諸国との比較	19
○ 省エネ基準	20
○ 住宅・建築物の省エネルギー化の進捗状況	22



## 平成20年度 建築基準整備促進補助事業の事業主体の募集について

平成20年8月14日  
国土交通省  
住宅局建築指導課

今年度より、建築基準法に係る技術基準整備のための検討について、民間の能力を積極的に活用して、基準の整備、見直しを図ることを目的とした建築基準整備促進補助事業を実施します。

国が建築基準の整備を促進する上で必要となる調査事項を提示し、これに基づき、基礎的なデータ・技術的知見の収集・蓄積等の調査及び技術基準の原案の基礎資料の作成を行う民間事業者等を公募によって募り、最も適切な調査の内容、実施体制等の計画を提案した者に対して、国が当該調査を支援します。

平成20年度の調査事項について、次のとおり募集を行うこととしましたので、お知らせします。

## 1 調査事項

別紙をご参照ください。

## 2 応募期間

平成20年9月8日（月）から9月17日（水）（必着）

## 3 応募者

応募者は、民間事業者、住宅・建築に係る民法34条に規定する法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する法人等のその他の本事業を実施する能力を有する法人とします。

## 4 補助金の額

定額補助（1事業主体当たり250,000千円を限度とします。）

## 5 採択の決定

応募案件の審査及び調査の成果の評価を、評価委員会において実施した上で採択を決定します。

## 6 説明会の開催

平成20年8月26日（火）13:30から、中央合同庁舎第4号館共用108会議室において、調査内容の説明会を開催します。



7 今後の予定

応募終了後、採択案件の審査・選定を速やかに行い、9月下旬を目途に採択案件を決定する予定です。

※ 詳細につきましては、別添の募集要領をご覧ください。

問合せ先

国土交通省住宅局建築指導課	企画専門官	深井 敦夫	(内線 39-513)
	課長補佐	野坂 和弘	(内線 39-519)
	代表	03-5253-8111	夜間直通 03-5253-8514



## 平成20年度 建築基準整備促進補助事業の調査事項一覧

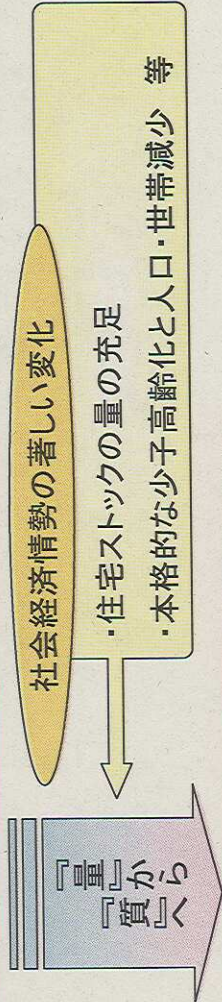
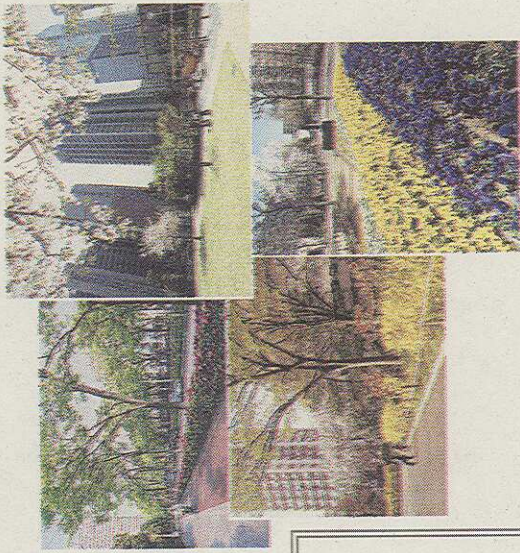
1	超高層建築物等の安全対策に関する検討
2	基礎及び敷地に関する基準の整備に資する検討
3	非構造部材に関する基準の整備に資する検討
4	木造建築物の基準の整備に資する検討
5	鉄骨造建築物の基準の整備に資する検討
6	鉄筋コンクリート造の柱はり接合部のせん断破壊に関する実験
7	鉄筋コンクリート造の変断面部材の構造特性評価に関する実験
8	開口の数や位置を考慮した鉄筋コンクリート造の耐力壁の強度・剛性評価方法に関する実験・解析
9	鉄筋コンクリート造の耐力壁周辺架構の条件設定に関する実験
10	地震力の入力と応答に関する基準の合理化に関する検討
11	風荷重、耐風設計等に関する基準の合理化に資する検討
12	免震建築物の基準の整備に資する検討
13	あと施工アンカーの長期許容応力度に関する検討調査
14	特定畜舎等建築物の合理的な構造計算基準の整備に資する検討
15	防火・避難対策等に関する実験的検討
16	避難性能検証等の見直しに関する検討
17	アスベスト対策に資する検討
18	耐震診断法の高度化に関する検討
19	建築物の性能の表示に関する検討
20	建築の質の向上に関する検討
21	基準整備に関するニーズ・シーズ把握に関する検討



# 住生活基本法、住生活基本計画

住宅建設五箇年計画(S41年度より8次にわたり策定:8次計画はH17年度で終了)

◇5年ごとの公営・公庫・公団住宅の建設戸数目標を位置づけ



## 住生活基本法の制定(平成18年6月)

国民の豊かな住生活の実現を図るため、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念、国等の責務、住生活基本計画の策定等を定める。

- (基本理念) ・現在及び将来の住生活の基盤となる良質な住宅の供給等
- ・住民が誇りと愛着を持つことのできる良好な居住環境の形成
  - ・民間活力、既存ストックを活用する市場の整備と消費者利益の擁護及び増進
  - ・低額所得者、高齢者、子育て家庭等の居住の安定の確保

## 住生活基本計画(全国計画)を閣議決定(平成18年9月)

- 10年間で平成18年度～27年度における目標、基本的な施策等を定める。
- 住宅の位置付けを明記。  
『住宅は、人生の大半を過ごす欠くことのできない生活の基盤であり、…(中略)…都市や街並みの重要な構成要素であり、安全、環境、福祉、文化といった地域の生活環境に大きな影響を及ぼすという意味で社会的性格を有するものである。このように、住宅は、個人の私生活の場であるだけでなく、豊かな地域社会を形成する上で重要な要素であり、(以下略)』
- 基本的な方針として「ストック重視の施策展開」を記載。  
(「住宅を作っては壊す」社会から「いいものを作って、きちんと手入れして、長く大切に使う」社会へと移行)
- 「住生活の質の向上」に関するアウトカム目標を設定。  
(アウトカム目標の例)

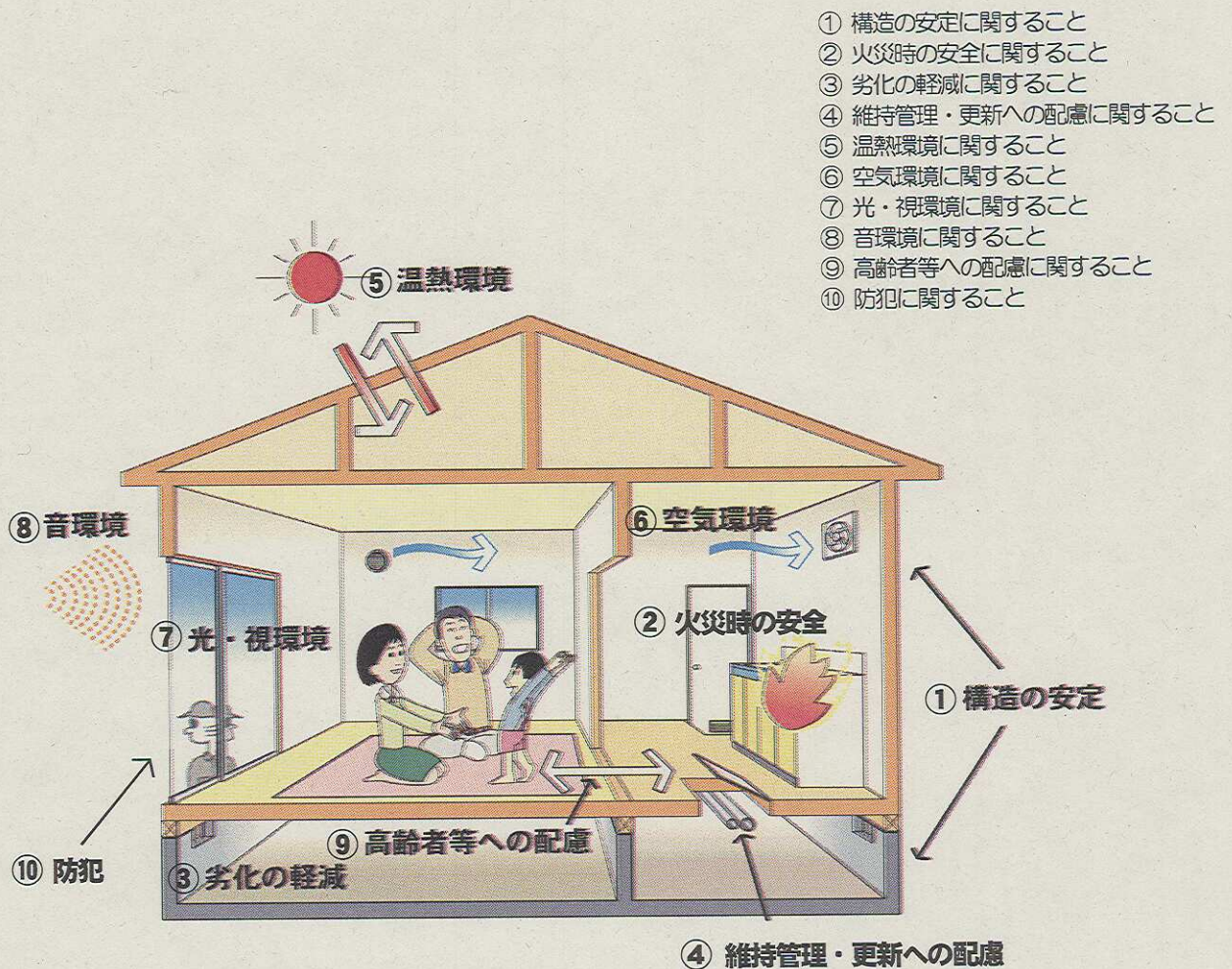
基礎的安全性	住宅の新耐震基準適合率【75%(H15)⇒90%(H27)】
地球環境対策	住宅の省エネルギー対策率(二重サッシ等使用率)【18%(H15)⇒40%(H27)】
循環型市場形成	既存住宅の流通シェア【13%(H15)⇒23%(H27)】
	住宅の利活用期間(滅失住宅の築後平均年数)【約30年(H15)⇒約40年(H27)】



## 住宅性能表示制度

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「住宅性能表示制度」は、新築住宅については平成12年10月より、既存住宅については平成14年12月より制度運用を開始。

- (1) 住宅の性能表示のための共通ルールを設け、消費者による性能の相互比較を可能にする。
- (2) 住宅の性能評価を客観的に行う評価機関を整備し、評価結果の信頼性を向上。
- (3) 新築住宅については、評価機関が交付した評価書が契約内容とされることを原則とすることにより、表示された性能を実現。
- (4) 性能評価された住宅に係る裁判外の紛争処理体制を整備し、紛争処理を円滑化・迅速化。



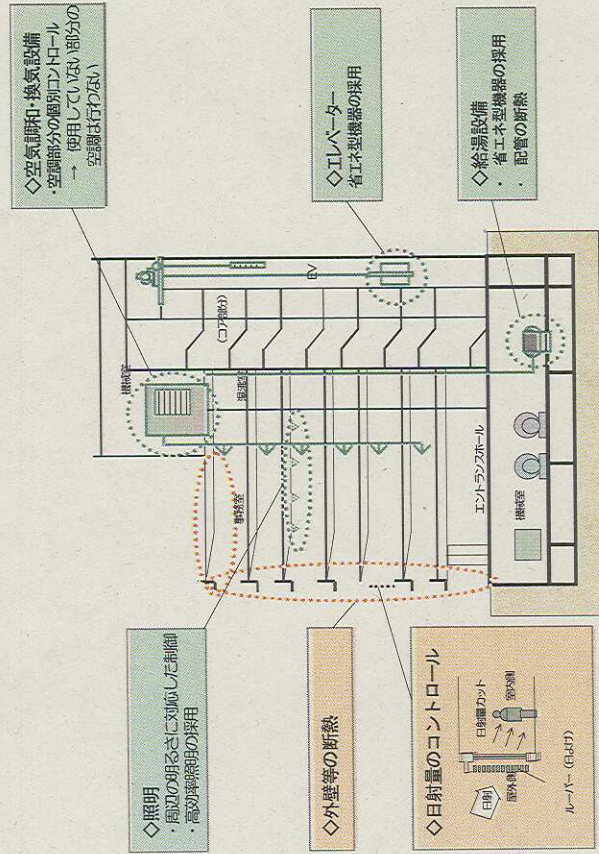
\*：上図には、既存住宅の場合に、性能表示の対象とならない事項も含まれているほか、上図以外に「現況検査により認められる劣化等の状況に関すること」に関連する2つの事項が性能表示の対象となる。



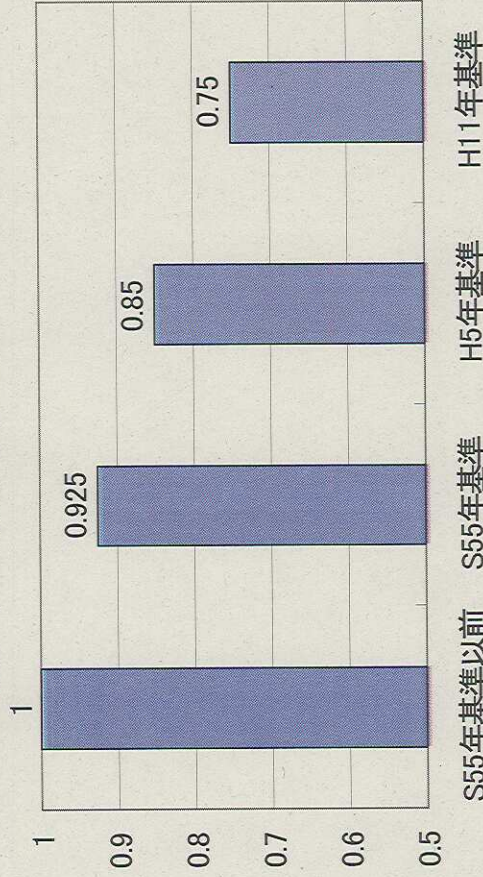
# 建築物の省エネ基準

- 建築物の省エネ基準は、建築計画や外皮設計(ガラスの仕様、断熱材の厚さ等)などの断熱性能に関わる基準「PAL」と建築設備の省エネルギー性能に関わる基準「CEC」からなる。
- 「CEC」は、建築設備毎に基準を規定している。【CEC/AC(空調設備)、CEC/V(機械換気設備)、CEC/L(照明設備)、CEC/HW(給湯設備)、CEC/E(昇降機)】
- 省エネ基準「PAL」および「CEC」は、建物用途別に規定している。  
【事務所、ホテル、病院、物販店舗、飲食店、学校、集会所、工場】
- 省エネ基準は1980(昭和55)年に制定され、1993(平成5)年、1999(平成11)年に順次強化。

## ● 建築物の省エネルギー対策のイメージ



## ● 各省エネ基準に適合する建築物におけるエネルギー消費量の比較



※ S55年基準以前(従来型)の建築物におけるエネルギー消費量を1としたとき、それと同等の室内環境等を得るために必要なエネルギー消費量(エネルギー消費指数)



# 建築物に係るバリアフリー法の基準の概要

## 特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

(例) 学校、事務所、共同住宅、工場  
など

注：条例により、特別特定建築物に、特定建築物を追加可

## 特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物

(例) 病院、百貨店、ホテル、老人ホーム、美術館 など

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、**建築物移動等円滑化基準**への適合 **努力義務**

①2,000㎡以上（公衆便所については50㎡以上）の新築、増築、改築又は用途変更について、**建築物移動等円滑化基準**への**適合義務**

②2,000㎡以下、及び既存建築物に対して**建築物移動等円滑化基準**への**適合努力義務**

注：条例により、面積要件の引下げ可

**努力義務**

**努力義務**  
(2000㎡以下、既存建築物)

**適合義務**  
(2000㎡以上)

## 建築物移動等円滑化基準【令第10条～第21条】【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**必要な建築物特定施設**※の構造及び配置に関する基準。

(例)・車いす使用者と人がすれ違える廊下幅の確保

・車いす使用者用のトイレがひとつはある など 注：条例により、必要な事項の付加可

## 建築物移動等円滑化誘導基準【省令第1条～第16条】【望ましいレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**誘導すべき建築物特定施設**※の構造及び配置に関する基準。（※義務づけの対象ではない）

(例)・車いす使用者同士がすれ違える廊下幅の確保

・車いす使用者用のトイレが必要な階にある など

## 計画の認定【法第17条】

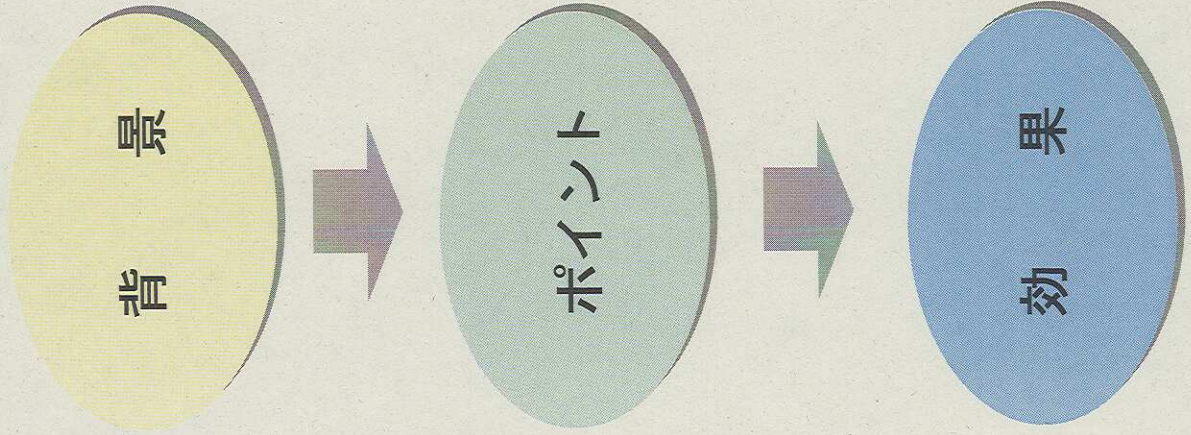
建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、様々な支援措置を受けることができる。

(例)○ 認定マークの表示制度○容積率の特例○税制上の特例措置○低利融資○補助制度

※建築物特定施設とは、出入口、廊下、会談、エレベーター、トイレ、ホテルの客室、敷地内通路、駐車場、浴室等を指す。



建築確認・検査業務の民間開放  
(平成10年建築基準法改正)



- ・ 行政の十分な実施体制が確保できない状況
- ・ 官民の役割分担の見直しによる効率的な執行体制の創出が必要

これまで建築主事が行ってきた確認・検査業務を、必要な審査能力を有する公正中立な民間機関（指定確認検査機関）に開放

資格者：確認検査員の数が一定数以上いること

構成： 役職員の構成が確認検査業務の公正な実施に支障を及ぼさないこと

兼業禁止： 確認等の業務以外の業務を行うことによって、業務が不公正にならないこと

- ・ 建築主のニーズに応じた多様なサービスの提供が可能に
- ・ 行政は違反是正などを中心にすることにより、制度の実効性を確保



# 構造計算書偽装問題の概要

## 姉齒元建築士等の関与物件、既存マンション等のサンプル調査等の状況

平成20年8月28日現在

調査対象	調査対象数	調査済み						調査中
		偽装あり※1		誤り等あり※2		問題なし		
		耐震性	○	×	○		×	
姉齒元建築士の関与物件	205※4	11	80	1	0	1	90	0
浅沼元二級建築士の関与物件	143	16	12	6	2	4	108	0
(株)田村水落設計の関与物件	229	1	8	20	17	3	200	0
指定確認検査機関の確認物件からのサンプル調査※3	103	0	0	26	25	1	77	0
既存マンション等のサンプル調査	389	2※7	1	55	51	4	330	2
(有)藤建事務所の関与物件	104	1	1	6	5	1	57	40

※1 偽装：①本人が認め、その事実を特定行政庁で確認した場合、②本人が認めない場合でも、特定行政庁において、計算過程で明らかに意図的な差替えを行っていることが確認された場合又は意図的な差替えを行わなければならないような出力結果が確認された場合。

※2 誤り等：図書相互の不整合や計算の誤り等。

※3 国指定50機関の確認済物件から設計条件の厳しい(余裕の少ない)103件のマンション等を抽出して構造計算の調査を実施。

※4 工事中止・所在不明等の15件を含む。

※5 工事未着工等のため耐震性を検討していない8件を含む。

※6 耐震性を確認中の1件を含む。

※7 「偽装あり」は「偽装の疑いが強い」を含む。

一個人による偽装のみならず、複数の物件で図書相互の不整合や誤り等が存在



## 建築基準法改正の概要

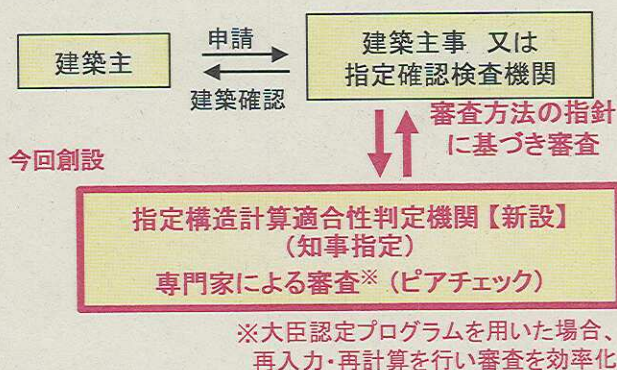
平成17年11月に発覚した構造計算書偽装問題の再発を防止するため、平成18年に建築確認・検査の厳格化を内容とした建築基準法等の一部改正が行われ、平成19年6月20日より施行された。

改正のポイントは、以下のとおりである。

### ① 構造計算適合性判定制度の導入

通常の建築確認に加え、高度な構造計算を行う建築物\*を対象に、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関による構造審査(ピアチェック)を義務付け

※ 高さ20mを超える鉄筋コンクリート造の建築物など一般的には一定の高さ以上等の建築物が対象となるが、比較的小規模な建築物でも、耐力壁の量が少ないもの、柱の間隔が大きいもの等は対象となる場合がある。



### ② 確認審査期間の延長

21日間→35日間 (大臣認定プログラムによらない場合等は最大70日間)

※ 木造2階建て住宅等の小規模建築物は、従前通り7日間

### ③ 確認審査等に関する指針の制定及びそれに基づく審査の実施

ずさんな設計図書を審査段階で補正する不適切な慣行があったため、軽微な不備を除き、補正を認めないこととした。また、これに関連して、申請図書や記載事項の拡充を行うとともに、計画の変更をしようとする場合、原則として、当該変更箇所の工事に着手する前に建築確認を受けなければならない旨を明確にした。

### ④ 3階建て以上の共同住宅に対する中間検査の義務付け

### ⑤ 構造基準の見直し

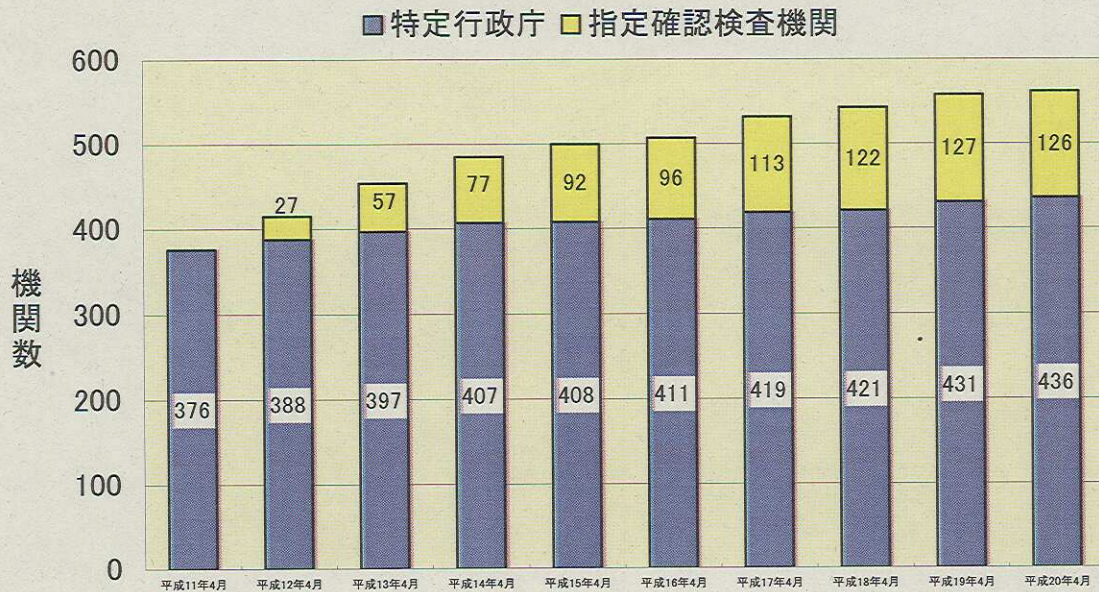
一連の偽装案件等において、一部の構造設計者が恣意的な解釈を行い、危険側の条件設定をしている実態が判明したため、構造基準の見直しを行い、構造設計時の計算方法や条件設定の方法等を明確化した。



## 建築基準法の執行状況について

### ○ 特定行政庁及び指定確認検査機関の数の推移

[各年4月1日時点]



※1 平成20年4月1日現在の特定行政庁の内訳

都道府県(47)、法第4条第1項設置市(82)、法第4条第2項設置市(133)、法第97条の2設置市(151)、特別区(23)

### ○ 類型別指定確認検査機関数の推移

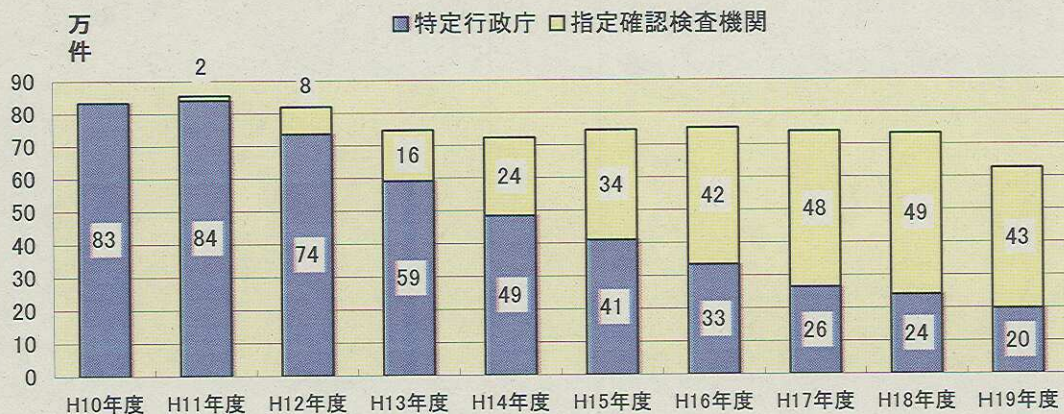
[各年4月1日時点]

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
所管別	77	92	96	113	122	127	126
本省	10	13	13	14	17	16	17
地方整備局	6	10	15	30	34	37	35
都道府県	61	69	68	69	71	74	74
法人類型別	77	92	96	113	122	127	126
財団法人	41	43	43	44	43	43	43
社団法人	1	1	2	2	2	2	2
株式会社	31	40	42	55	66	73	73
有限会社	2	6	7	8	7	5	5
有限責任中間法人	0	0	0	1	1	1	1
非営利法人	1	1	1	2	2	2	1
学校法人	1	1	1	1	1	1	1



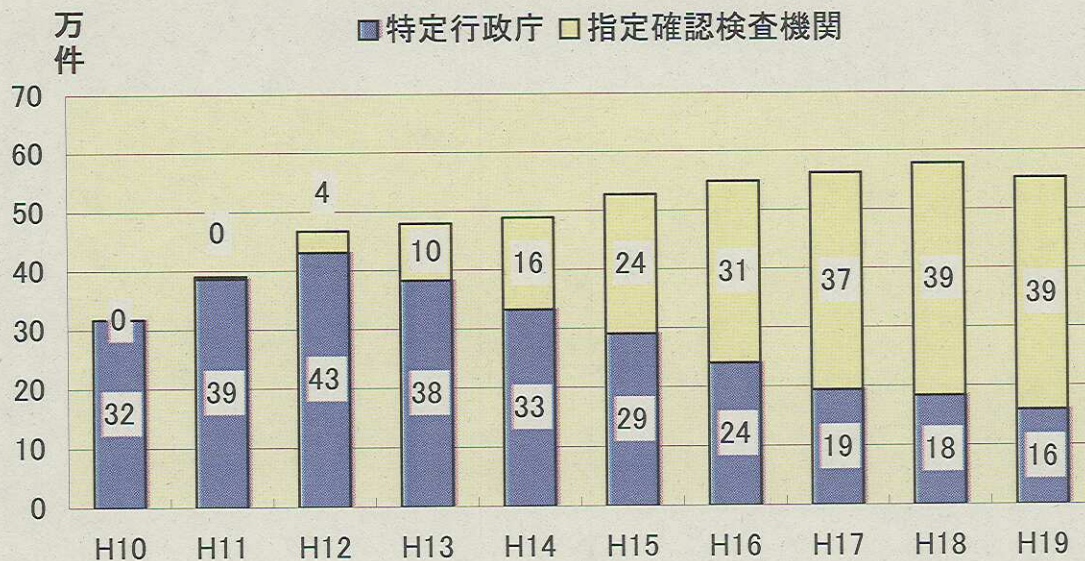
## ○ 建築確認の件数

年間 約63万件 (行政約32%、民間約68%)



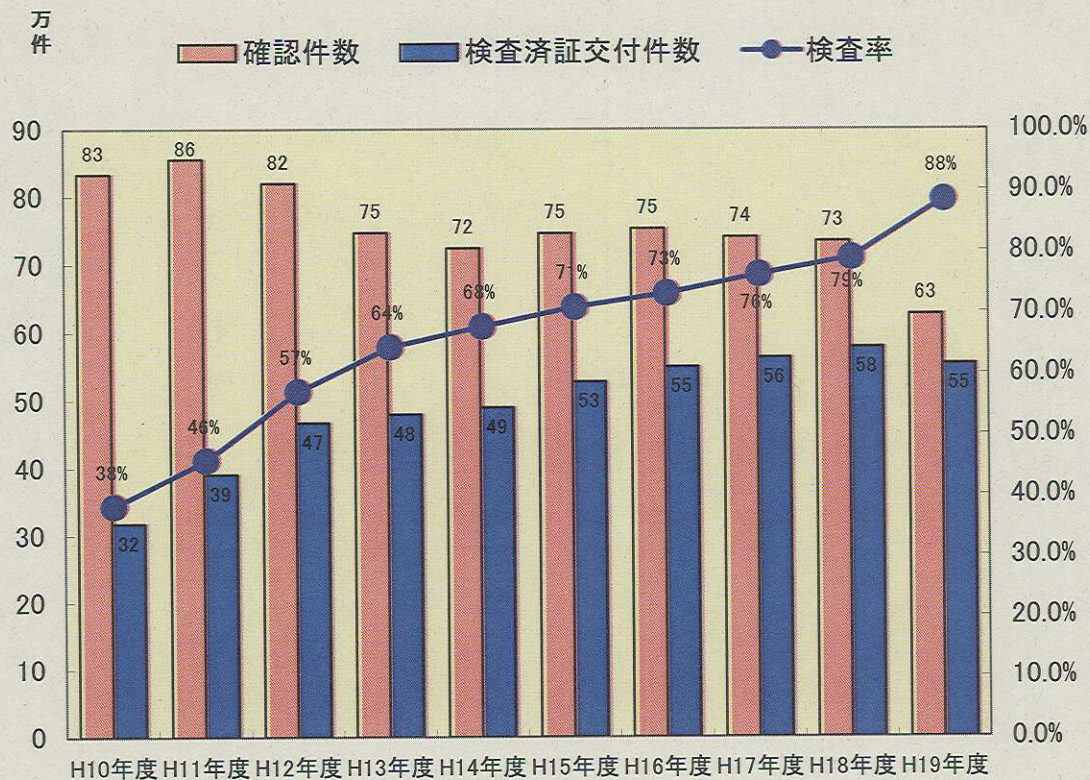
## ○ 完了検査の件数

年間 約55万件 (行政約29%、民間約71%)



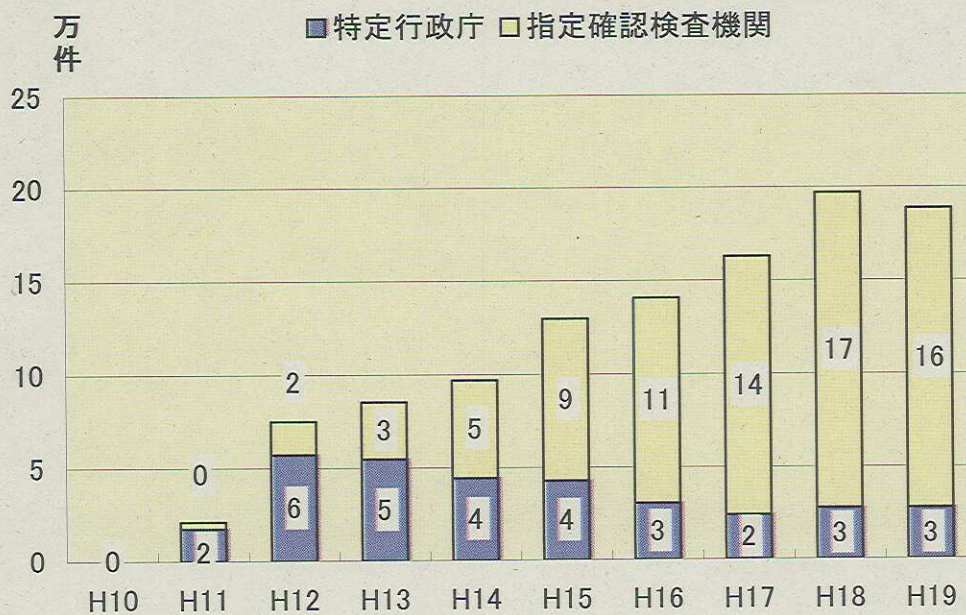


## ○検査率の推移



## ○中間検査の件数

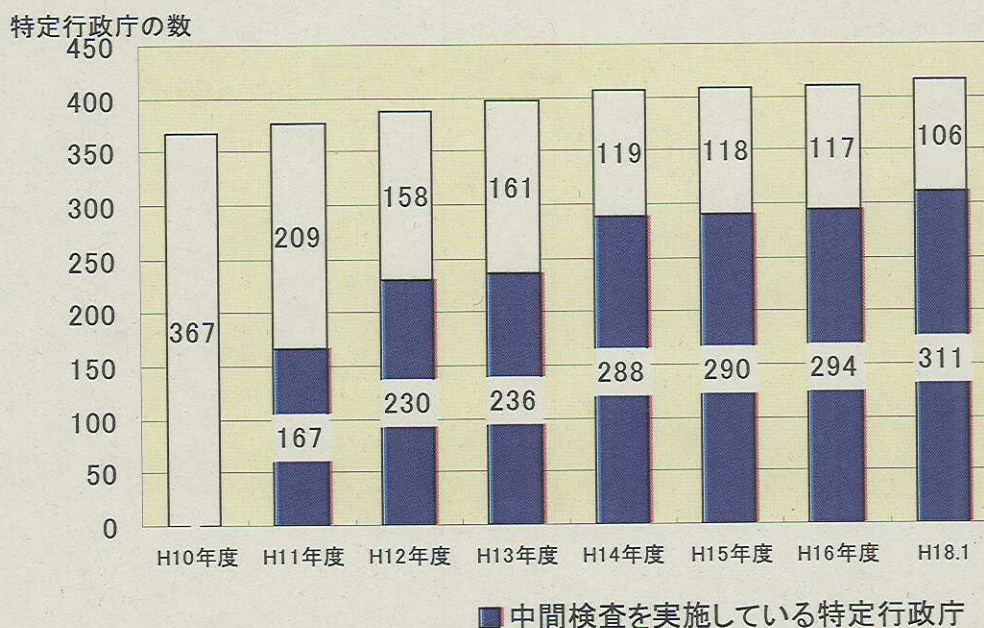
年間 約19万件 (行政約15%、民間約85%)





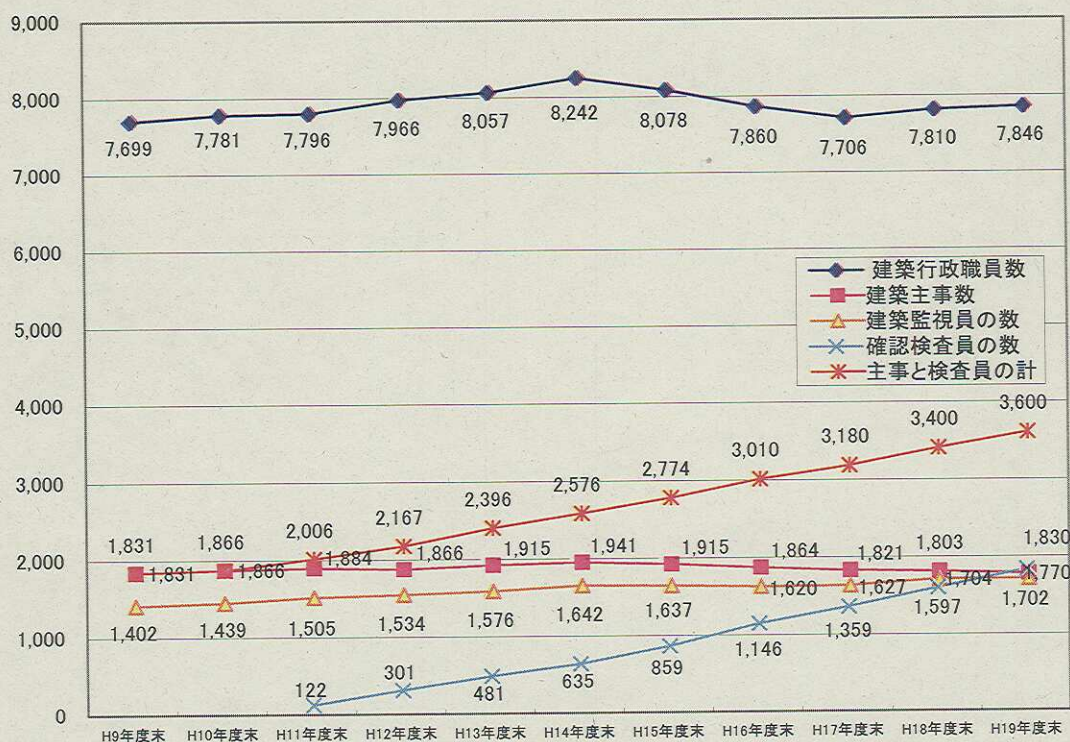
## ○ 中間検査実施率の推移

約75%の特定行政庁において、中間検査を実施。[平成18年1月1日現在]



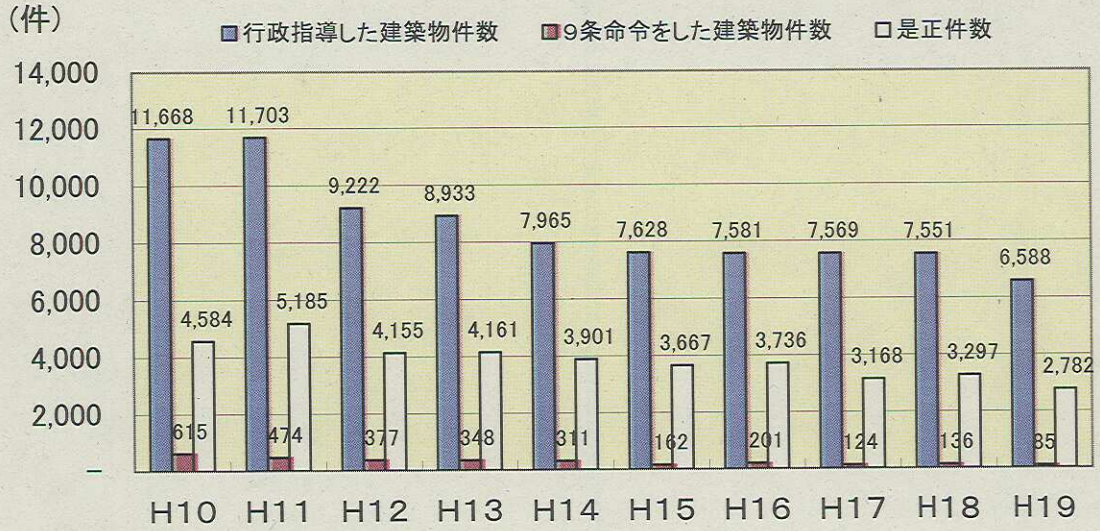
※ 都道府県によって特定工程が指定されている限定特定行政庁を含む。

## ○ 建築主事数、確認検査員数等の推移 (H9年度末～H19年度末)

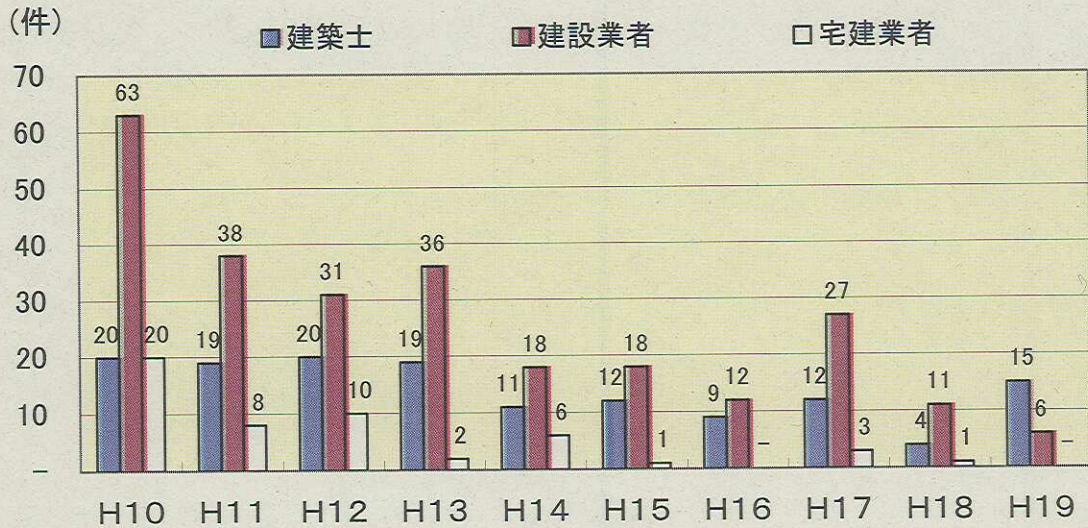




## ○違反建築物に対する行政指導及び9条命令件数の推移

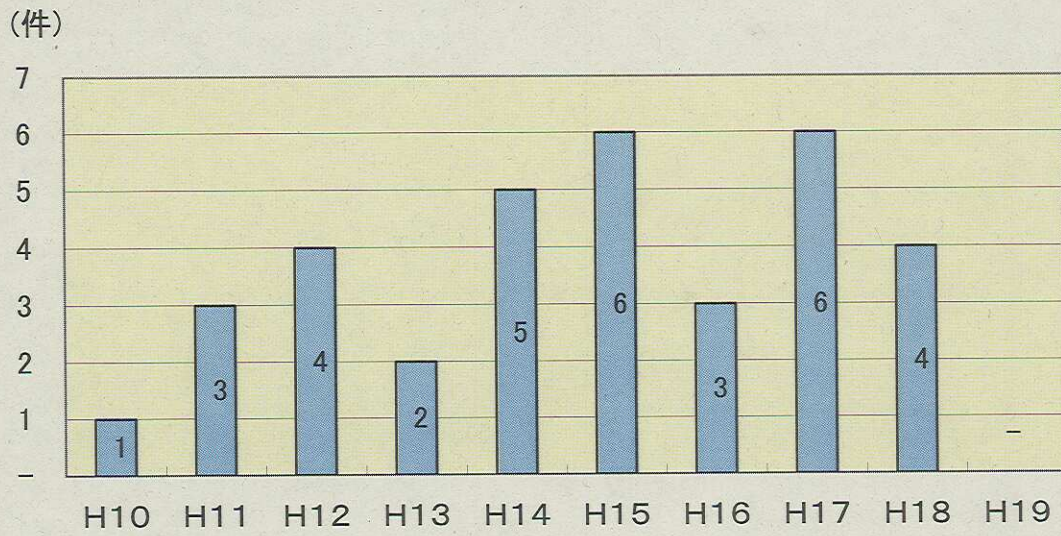


## ○違反建築物の設計者等に対する措置(法第9条の3の通知)

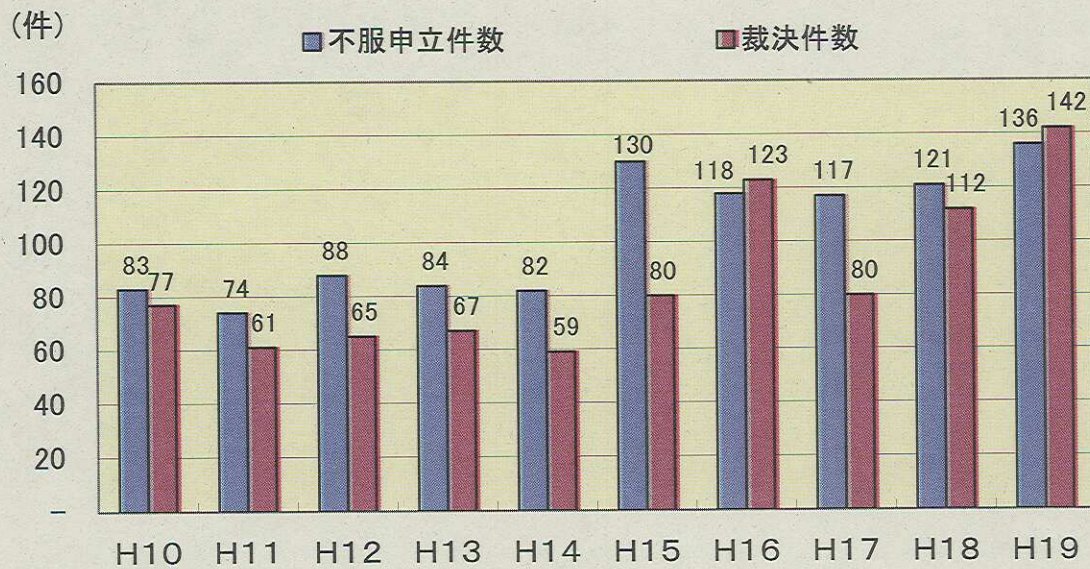




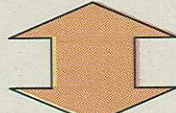
## ○告発件数の推移



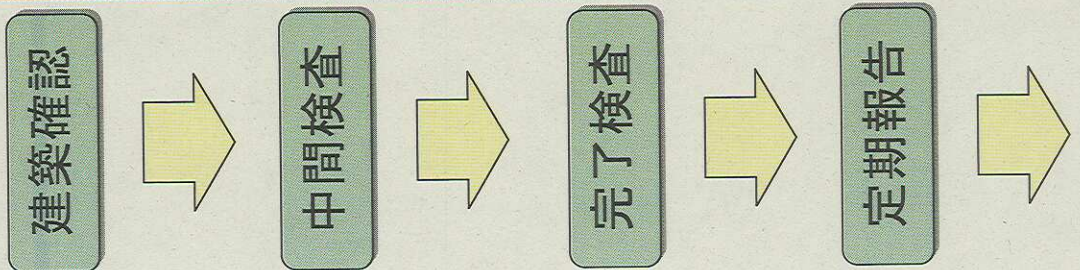
## ○不服申立件数及び裁決件数の推移







(電子媒体申請)  
手数料の減免等により電子媒体による申請を誘導

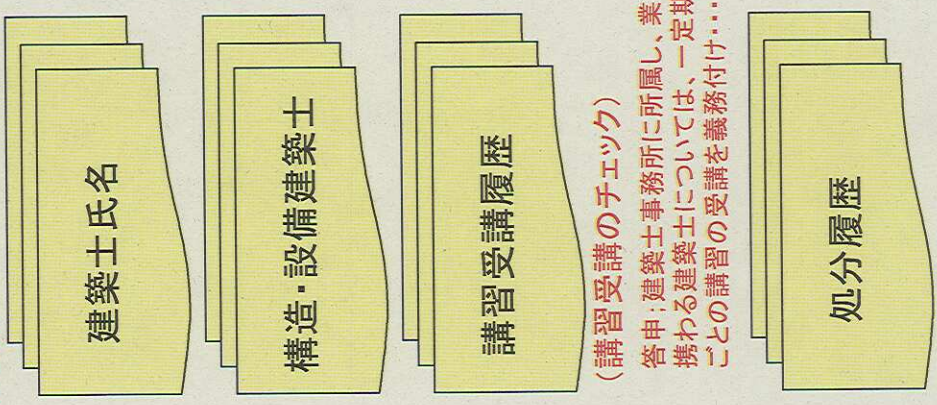


- 確認申請書**
  - 設計者
    - ・意匠設計者
    - ・構造設計者
    - ・設備設計者
  - 工事監理者
- 建築計画概要書**
  - 地名地番、敷地
  - 用途、面積、高さ
  - 構造、階数等
- 処分等の概要書**
  - 建築確認
  - 中間検査
  - 完了検査
  - その他の処分
- 定期報告書**
  - 調査・検査者
  - 調査・検査の概要

(建築物のストック情報)

建築士登録

(事務所登録等のチェック)  
申請書に記載された建築士が、登録を受けた建築士事務所所属していることを確認できる。



● 建築士が構造設計を行った物件を検索できる。

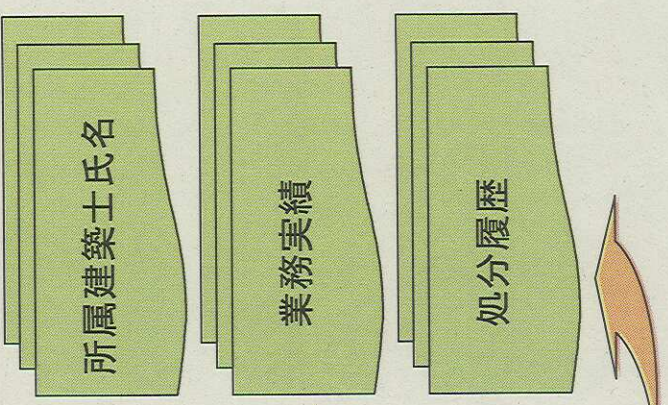
用途、規模、構造等を特定して、全国の設置件数や地域分布を即座に分析できる。

違反建築物の建築主や設計者を特定し、同者が関与した他物件を検索できる。

● 社のエレクトアーが設置されている物件を検索できる。

建築士事務所登録

(専任の子エック)  
士法24条;一級建築士事務所...は、それぞれ専任の一級建築士...が管理しなければならない。



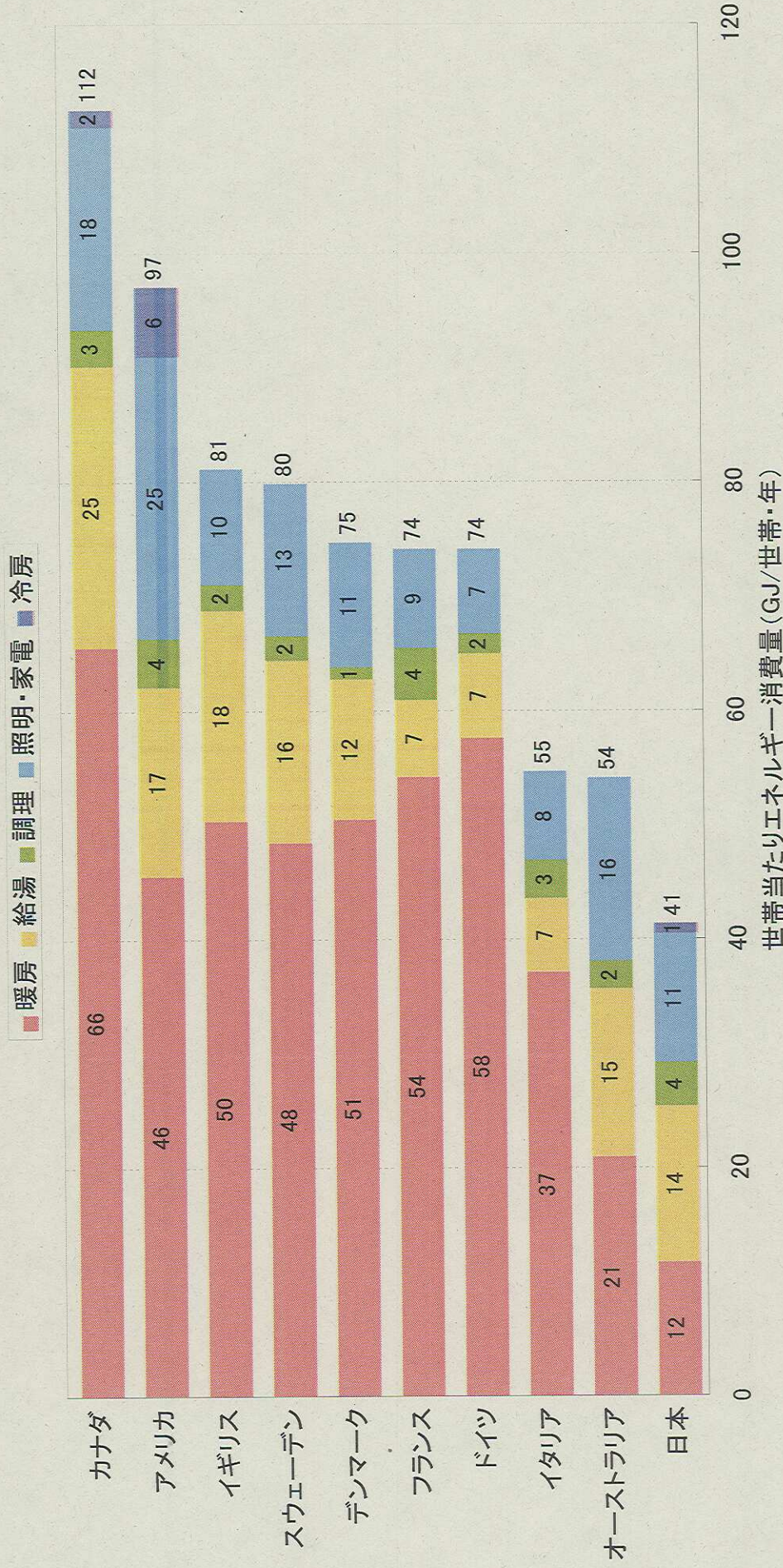
(講習受講の子エック)  
答申;建築士事務所所属し、業に携わる建築士については、一定期間ごとの講習の受講を義務付け...

(被害拡大の防止等)



## 【参考】 家庭における用途別世帯当たりエネルギー消費量の欧米諸国との比較(2001年)

- 欧米諸国では、家庭用エネルギー消費に占める暖房の割合が非常に大きい。
- 日本は、欧米諸国と比べ非常に暖房の割合が小さい。



出典：2004年度世界の暮らしとエネルギーに関する調査報告書、(財)社会経済生産性本部「フォーラム・エネルギーを考える」  
(委託先：住環境計画研究所)、2005.3

注：オーストラリアは1999年・その他は2001年データ  
アメリカ、日本の調理は暖房給湯以外のガス・LPG分であり調理用電力は含まない。  
カナダの調理用電力は1997年データ。オーストラリアの冷房は暖房に含まれる。

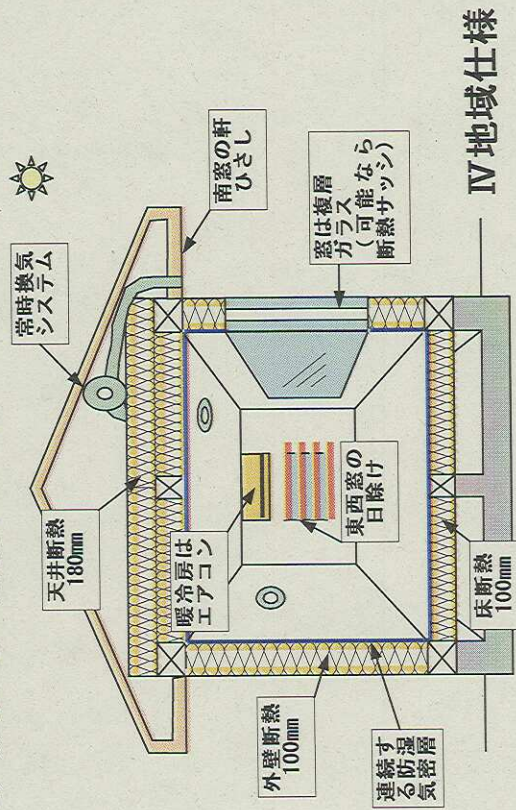


## 【参考】

# 住宅の省エネ基準

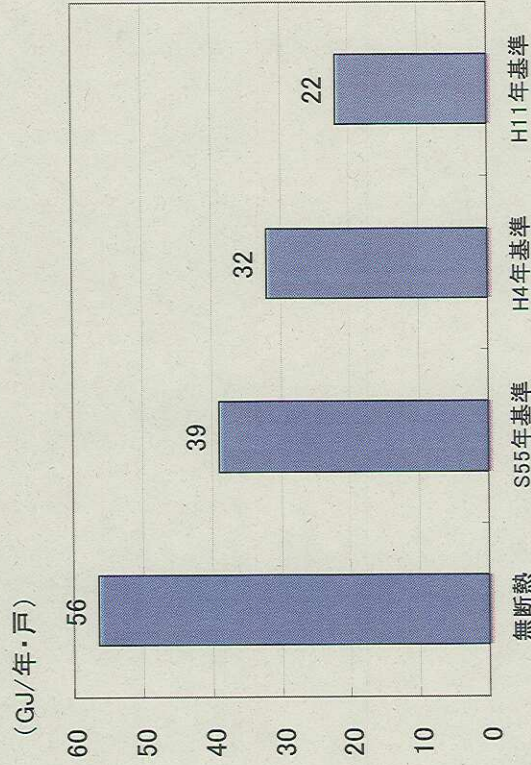
- 全国を6つの地域に区分し、地域ごとに断熱性、気密性、日射遮蔽性等に関する基準を規定。
- 1980(昭和55)年に制定。1992(平成4)年、1999(平成11)年に強化。
- 2006年に共用部分の建築設備に関する事項を追加。

### ● 木造戸建住宅の断熱化のイメージ



### IV 地域仕様

### ● 年間暖冷房エネルギー消費量※の試算



### ● 基準ごとの断熱仕様等の比較

項目	S55年以前	S55年基準	H4年基準	H11年基準(現行基準)
性能基準				
熱損失係数	—	5.2 W/(㎡K)以下	4.2 W/(㎡K)以下	2.7 W/(㎡K)以下
相当隙間面積	—	—	—	5.0 cm <sup>2</sup> /㎡以下
断熱材(外壁)	なし	グラスウール30mm	グラスウール55mm	グラスウール100mm
断熱材(天井)	なし	グラスウール40mm	グラスウール85mm	グラスウール180mm
開口部(窓)	アルミサッシ + 単板	アルミサッシ + 単板	アルミサッシ + 単板	アルミニウム重サッシ 又はアルミサッシ+複層ガラス
年間暖冷房費※	約13万3千円/年	約9万2千円/年	約7万5千円/年	約5万2千円/年
年間暖冷房エネルギー消費量※	約56GJ	約39GJ	約32GJ	約22GJ

※ 一定の仮定を置いて、国土交通省において試算。

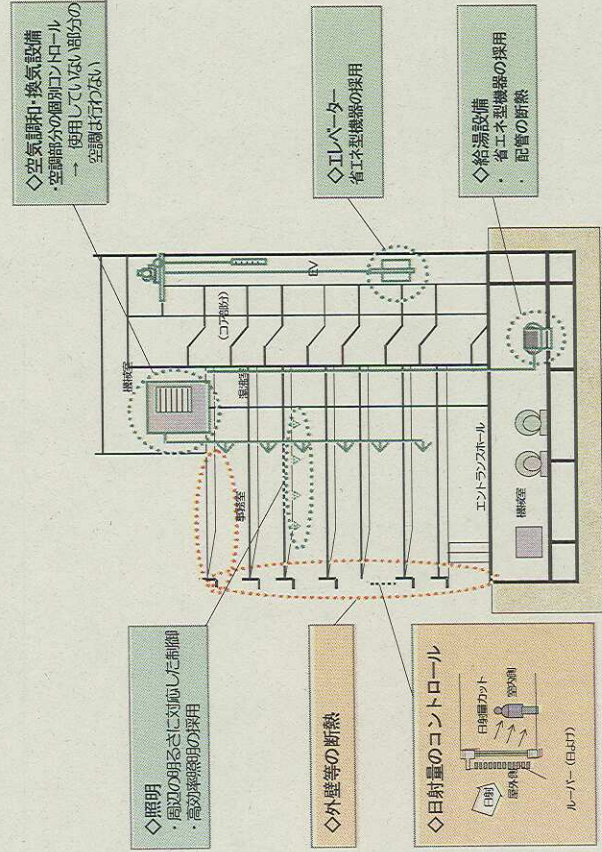


## 【参考】

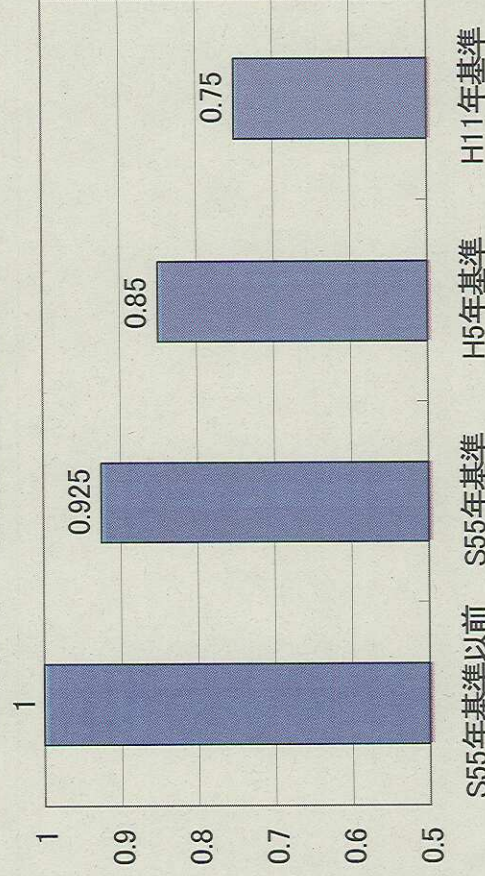
# 建築物の省エネ基準

- 建築物の省エネ基準は、建築計画や外皮設計(ガラスの仕様、断熱材の厚さ等)などの断熱性能に関わる基準「PAL」と建築設備の省エネルギー性能に関わる基準「CEC」からなる。
- 「CEC」は、建築設備毎に基準を規定している。【CEC/AC(空調設備)、CEC/V(機械換気設備)、CEC/L(照明設備)、CEC/HW(給湯設備)、CEC/E(昇降機)】
- 省エネ基準「PAL」および「CEC」は、建物の用途別に規定している。  
【事務所、ホテル、病院、物販店舗、飲食店、学校、集会所、工場】
- 省エネ基準は1980(昭和55)年に制定され、1993(平成5)年、1999(平成11)年に順次強化。

## ● 建築物の省エネルギー対策のイメージ



## ● 各省エネ基準に適合する建築物におけるエネルギー消費量の比較



※ S55年基準以前(従来型)の建築物におけるエネルギー消費量を1としたとき、それと同等の室内環境等を得るために必要なエネルギー消費量(エネルギー消費指数)



# 【参考】 住宅・建築物の省エネルギー化の進捗状況

京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日全部改定)に定める目標(対策評価指標)

住宅の省エネ性能の向上	建築物の省エネ性能の向上
<p><b>新築住宅の省エネ判断基準</b> (平成11年基準)の適合率  <math>&lt; 66\%</math> (2010年度)<math>&gt;</math></p>	<p><b>新築建築物の省エネ判断基準</b> (平成11年基準)適合率  <math>&lt; 85\%</math> (2010年度)<math>&gt;</math></p>

